

## 第3章 消防用設備等の技術上の審査基準

### 第1節 通常用いられる消防用設備等

#### 第1 消火器具

##### I 概要

###### 用語の意義

- (1) 消火器具とは、消火器と簡易消火用具を総称したものをいう。
- (2) 消火器とは、水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（固定した状態で使用するもの及びエアゾール式簡易消火具を除く。）をいう。
- (3) 簡易消火用具とは、水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩をいう。
- (4) 住宅用消火器とは、消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。
- (5) 能力単位とは、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号。）第3条又は第4条（能力単位の測定）の規定により測定したもので、消火器具（住宅用消火器を除く。）の消火能力を示す単位をいう。
- (6) 大型消火器とは、能力単位が、A火災に適応するものにあつては10以上、B火災に適応するものにあつては20以上のものをいい、薬剤量は、水消火器又は化学泡消火器にあつては80リットル以上、機械泡消火器にあつては20リットル以上、強化液消火器にあつては60リットル以上、ハロゲン化物消火器にあつては30キログラム以上、二酸化炭素消火器にあつては50キログラム以上、粉末消火器にあつては20キログラム以上のものをいう。
- (7) 歩行距離とは、什器、壁等の障害物を避け、実際に歩行可能である部分の動線について測定される距離をいう。

##### II 細目

消火器具は、政令第10条第2項、省令第6条第6項及び第9条並びにこの規定によるほか、次によること。

###### 1 設置場所等

- (1) 設置場所
  - ア 消火器具は、廊下又は通路部分で避難上支障のない位置に設けること。
  - イ 室内に設置する場合にあつては、出入口付近に1以上設置すること。★
  - ウ メーターボックス等に設置する場合は、専用の扉を設ける等、使用に際し容易に持ち出せる措置を講ずること。
  - エ 消火器具全体が高さ1.5m以下となるよう設けること。

(2) 防護措置

次に掲げる場所に設置する消火器には、適当な防護措置を講じること。

なお、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるとともに地盤面又は床面からの高さが10cm以上となる場所に設けること。

ア 容器又はその他の部分が腐食するおそれのある場所

イ 消火器に表示された使用温度範囲外となる場所

ウ 屋外等で雨水等の影響を受けるおそれのある場所

(3) 特例適用基準 ★

次に掲げる場所に設置する消火器具は、政令第32条の規定を適用し、次によることができるものとする。

ア ボーリング場、アイススケート場、ダンスホール、体育館、舞台、集会場、ラック式倉庫のように、歩行距離20m以下ごとに配置できない用途又は業務の場所にあつては、それぞれの実態に応じて配置することができる。

イ 浄水場又は污水处理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が、水管、貯水池又は貯水槽のみであるものにあつては、設置しないことができる。

ウ 一住戸に二階層以上有する共同住宅（以下「メゾネット型共同住宅」という。）は、一住戸を一階層とみなし、歩行距離を20m以下ごとに配置することができる。

(4) 省令第8条第1項及び第2項の取扱いは次のとおりとする。★

防火対象物又はその部分に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び水噴霧消火設備等を設置した場合において、省令第6条第4項に規定する電気設備等に設置すべき消火器具の適応性が同一であるときは、設置個数の合計数の三分の一までを減少した個数とすることができる。

これは、電気火災（C火災）に対応する能力単位の数値がないことから、能力単位を設置個数に読み替えるものである。

(例)

電気設備等の設置床面積が1,000 m<sup>2</sup>の場合は通常、 $1,000 \text{ m}^2 / 100 \text{ m}^2 = 10$ 本が必要

規則第8条第2項にならって個数と読み替えると、 $10 \text{ 本} / 3 \approx 3.33\cdots$

3本まで減少することができるため、7本を設置する。

## 2 標識 ◆②

(1) 省令第9条第4号に規定する標識の形状等は、次によること。

なお、標識付近の見やすい位置に使用方法を簡記すること、

ア 標識の大きさは、短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること。

イ 地を赤色、文字を白色ですること。

ウ 文字の大きさは概ね2.5cm角以上とすること。★



a : 24cm以上

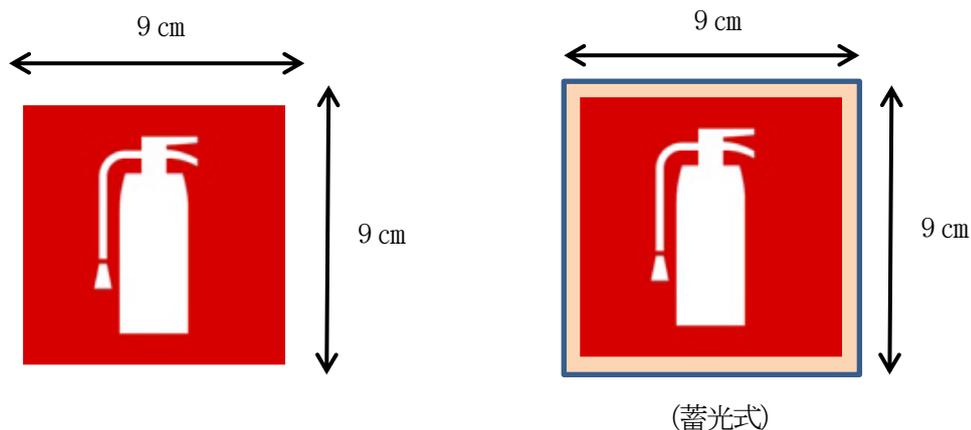
b : 8cm以上

c : おおむね2.5cm角以上

(2) 消火器を直接視認することができる状態で設置した場合にあっては、政令第 32 条の規定を適用し、次の標識を設置することができるものとする。◆③

ア 日本産業規格（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下「JIS」という。）Z8210 に定める消火器のピクトグラム

(例)



### 3 簡易消火用具

(1) 材質等

ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は 10L 以下で、かつ、容易に変形しないものであること。

イ 膨張ひる石は、JIS A5009 に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、JIS A5007 にそれぞれ適合するものであること。

(2) 設置方法

設置する箇所ごとに、省令第 6 条第 1 項に定める能力単位が 1 単位未満とならないように設けること。

- ◆①「消防法施行規則第6条第5項の消火器の設置について」(昭和55年10月6日消防予第207号)
- ◆②「消防用設備等の標識類の様式について」(昭和44年10月20日消防予第238号消防庁予防課長)
- ◆③「消防用設備等に係る執務資料の送付について」(平成29年11月20日消防予第355号)問3